

市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の市政及び市民活動への参加に関する基本的事項を定め、市民等の主体的な活動及び市民等と市との協働による自治の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市が政策等を立案し、及び決定する意思形成の段階から、当該政策等を実施し、及び評価する段階に至るまで、市民等が様々な形で主体的に市政にかかわり、まちづくりのために行動し、及び協働することをいう。
- (2) 市民活動 市民等が行う営利を目的としない活動又は地縁に基づく地域社会の維持、形成及び発展を図る活動であつて、宗教上及び政治上の目的を有しないものをいう。
- (3) 協働 市民等と市とが、又は市民等が相互にそれぞれの役割及び責任に基づいて、信頼関係を築き、対等な立場で行動し、連携し、補い合い、及び協力することをいう。
- (4) まちづくり 市民一人ひとりが幸せを実感できる地域社会をつくることをいう。
- (5) 市民 本市に居住し、勤務し、又は通学する者及び本市に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 市民等 市民及び市が市民参加により立案、決定、実施又は評価（以下「実施等」という。）をする政策等に利害関係を有するもの等をいう。
- (7) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市民参加の基本原則)

第3条 市民等と市とは、市民参加に関し、それぞれが持つ情報を共有し、相互に活用するものとする。

- 2 市民等と市とは、市民参加に関し、ネットワークを構築し、信頼関係を築き、連帯するものとする。
- 3 市民等と市とは、まちづくりについて自ら積極的に学習し、理解を深めるものとする。
- 4 市民等と市とは、市民参加に関し、それぞれの役割、責任及び活動内容を理解し、協働するものとする。
- 5 市は、市民参加により政策等の実施等をしようとするときは、市民等が当該政策等について公平かつ公正な判断及び適切な選択をすることができるようにするものとする。
- 6 市は、市民参加により政策等の実施等をしようとするときは、市民参加の方法についてあらゆる角度から検討し、効率的かつ効果的な方法を選択するものとする。

(市の執行機関等の役割)

第4条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民参加によることを基本として、市民参加に必要な制度を整備し、市民等に市民参加の機会を提供するものとする。

2 市の執行機関は、市政に関する情報を積極的に市民等に提供することにより当該情報を市民等と共有し、及び市民等が市政について学習する機会を提供して、市民参加を進めるものとする。

3 市の執行機関は、市民参加に係る政策等の意思形成の過程及び進捗状況について、市民等にわかりやすく説明するものとする。

4 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市民参加の方法の調査、研究及び開発に努めるものとする。

5 市の執行機関は、市民活動を行うものの役割及び重要性を認識して、これらのものが行う活動に市民等が参加できるよう環境の整備等を行うことにより、市民等の市民活動への参加を支援するよう努めるものとする。

6 市の執行機関は、市政に関する市民等の意見等を適切な方法により、積極的に把握するよう努めるものとする。

7 市の執行機関は、市民以外のものに対しても市の情報を積極的に発信するとともに、これらのものとの連携を図り、交流を深めるよう努めるものとする。

8 市の職員は、市民参加を推進するため、市民等との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

9 市の職員は、市民参加を推進するため、能力開発及び自己啓発を行い、その能力を十分に発揮するよう努めるものとする。

(市民参加の対象となる事項)

第5条 市の執行機関は、次に掲げる事項を行おうとするときは、市民参加を求めるものとする。

(1) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定

(2) 総合計画、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定及び変更

(3) 市政に関する基本理念又は基本方針を定める条例の制定改廃

(4) 市民等の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例又は規則の制定改廃

(5) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定改廃

2 市の執行機関は、前項に掲げる事項以外の事項にあっても、市民参加を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項については、市民参加を求めないことができる。

(1) 緊急に実施等をしなければならない事項

(2) 定型的な事項

(3) 法令等の規定により実施等の基準が定められており、当該基準に基づき実施等をする事項

(4) 軽微な変更に関する事項

(5) 市の執行機関の内部の事務処理等に関する事項

(6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和25年法律第226号）

第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こす場合を除く。）

(7) その他市民参加を求めることが適当でない認められる事項

(市民参加を求める時期)

第6条 市の執行機関は、市民参加により政策等の実施等をしようとするときは、当該政策等の意思決定前のできるだけ早い時期に市民参加を求めるよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第7条 市民参加の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。以下同じ。）等の委員とする方法
 - (2) 市の執行機関が実施等をしようとする政策等の案について、市民等と市の執行機関とが、又は市民等が相互に対等な立場で議論し、共同して活動することにより意見を集約するための会合（以下「市民ワークショップ」という。）を開催する方法
 - (3) 市の執行機関が実施等をしようとする政策等の案その他必要と認める事項を公表し、当該政策等の案に対する市民等の意見を求めて、その意見を考慮して当該政策等を決定するとともに、その意見の概要、その意見に対する市の執行機関の考え方その他必要と認める事項を公表する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施する方法
 - (4) 市の執行機関が実施等をしようとする政策等の案を市民等に説明し、市民等と市の執行機関とが、又は市民等が相互に自由な意見交換を行うための会合（以下「市民説明会」という。）を開催する方法
 - (5) 市民等が具体的な政策等を市の執行機関に提案し、市の執行機関が当該提案を検討した上で、当該提案の概要、当該提案に対する市の執行機関の考え方その他必要と認める事項を公表するとともに、検討の結果及びその理由を当該提案をした者に通知する手続（以下「市民政策案手続」という。）を実施する方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法
- 2 市の執行機関は、市民参加を求めるときは、当該市民参加に係る政策等の性質及び影響、当該政策等に対する市民等の関心等を考慮して、前項に掲げる市民参加の方法のうち効率的かつ効果的と認める1以上の方法を選択するものとする。この場合において、市の執行機関は、複数の方法を併用するよう努めるものとする。

(附属機関等)

第8条 市の執行機関は、附属機関等の委員を選任するときは、当該附属機関等の設置の目的及び審議内容等に応じ、委員の全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関等に係る委員の選任に関する事項、会議の公開に関する事項、会議録の作成及び公表に関する事項その他附属機関等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(市民ワークショップ)

第9条 市の執行機関は、市民ワークショップを開催するときは、あらかじめ、開催日時、開催場所、対象とする政策等の案その他必要と認める事項を公表するものとする。

2 市の執行機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、参加者が自由な議論及び活動により意見を交換し、意見の集約ができるよう運営するものとする。

3 市の執行機関は、市民ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、公表するものとする。

(パブリックコメント手続)

第10条 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施するときは、対象とする政策等の案、関係資料、意見の提出先、提出方法及び提出期間その他必要と認める事項を公表するものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、原則として30日以上とする。ただし、緊急の必要があると認めるときその他やむを得ない理由により30日以上の期間を確保することができないときは、この限りでない。

3 パブリックコメント手続により意見を提出する市民等は、住所、氏名その他市の執行機関が定める事項を明らかにするものとする。

(市民説明会)

第11条 市の執行機関は、市民説明会を開催するときは、あらかじめ、開催日時、開催場所、対象とする政策等の案その他必要と認める事項を公表するものとする。

2 市の執行機関は、市民説明会の開催に当たっては、資料の充実を図る等参加者が理解を深められるよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、市民説明会を開催したときは、開催記録を作成し、公表するものとする。

(市民政策提案手続)

第12条 市民政策提案手続は、本市に居住する18歳以上の者（以下「提案者」という。）が行うことができる。

2 市民政策提案手続により提案する政策等は、基本構想等に即した提案とし、政策等の目的、効果及び実現に向けた方策等が明確な提案とする。

3 市長は、提案者が市民政策提案手続により提案しようとする場合において、当該提案に関し提案者と協議（以下「提案協議」という。）を行うものとする。

4 提案者は、市民政策提案手続により提案協議を行おうとするときは、市川市市民政策提案協議書（様式第1号）を提出するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市の執行機関は、対象とする政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他必要と認める事項を公表して、市民政策提案手続による市民等からの提案を求めることができる。

(市民参加に係る意見等の取扱い)

第13条 市の執行機関は、市民参加により提出された市民等の意見等については、総合的かつ多面的に検討するものとする。

(市民参加に係る情報の公表方法等)

第14条 市の執行機関は、市民参加に係る情報を公表するときは、市の広報紙への掲載、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の市民等が認知しやすい方法により行うものとする。

2 市の執行機関は、第7条第1項第3号及び第5号、第9条第3項並びに第11条第3項の規定にかかわらず、これらの規定において公表することとされている事項が非公開情報（市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第8条に規定する非公開情報をいう。）に該当するときその他公表することが適当でないと認めるときは、公表しないことができる。

(市民参加の実施状況の公表等)

第15条 市長は、毎年度、市民参加の実施状況を取りまとめ、及び評価するとともに、その結果を公表するものとする。

(市民等の市民活動への参加に関する啓発等)

第16条 市長は、市民等の市民活動への参加に関する啓発等を行うよう努めるものとする。

2 市長は、市民活動を行うものに対し、そのものの専門性、地域性その他の特性を活用することができる分野に係る市政への参加の機会を提供するよう努めるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

様式第 1 号

市川市市民政策提案協議書

年 月 日

市川市長

提案者 住所
氏名
電話番号

市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱第 1 2 条第 4 項の規定により、別紙政策等の案その他必要な事項を添えて協議します。

【必要事項】

- 1 提案する政策等の名称
- 2 提案の内容、要旨
- 3 提案の目的、理由
- 4 提案が実施されることによる効果
- 5 提案が実施されるときに要する費用
- 6 その他参考となる資料